

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 官部龍彦

## 意見書 (移送申立てについて)

2024年10月10日

さいたま地方裁判所 第2民事部 合議B係 御中

原告ら代理人弁護士 山本志都



### 第1 申立ての趣旨に対する意見の趣旨

被告による移送申立てを却下する

との裁判を求める。

### 第2 意見の理由

#### 1 民事訴訟法17条に基づく移送

民事訴訟法17条は、「第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる」と、遅滞を避ける等ための移送について定めている。

1つの訴えについて、数個の管轄裁判所が競合する場合には、原告は任意にその一つを選択して訴えを提起できる。しかし、原告が選択した管轄裁判所で審理を進めることで不都合が生じる場合には、審理の促進・遅滞の回避あるいは当事者間の衡平を図る見地から、裁判所は他の管轄裁判所へ訴訟の移送を認めることができる（裁量移送）として調整を図るのが、同条である。つまり、原告の裁判籍を選択する権利を尊重しながら、裁判所には審理に適切な裁判所を選択する裁量を認めるというのが同条の趣旨であり、その趣旨を尊重して同条の要件が満たされているかを検討する必要がある。

## 2 さいたま地裁での審理が適切であること

### (1) 土地管轄は本来さいたま地裁にあること

被告は「横浜地方裁判所相模原支部に訴えを提起するのが原則である」と主張する（申立書第2・3）がこれは誤っている。

基本事件の土地管轄は、原告らが被告に対して、損害賠償を求める訴えを含んでいるところ、訴えの義務履行地（民事訴訟法5条1号）として、原告らの住所地を管轄するさいたま地裁（熊谷支部）である。

### (2) 不法行為地は埼玉県内であること

被告は、「不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である（民事訴訟法5条9号）。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている」と主張する（申立書第2・2）。

しかし、インターネットへの記事掲載による権利侵害については、その記事が掲載されたウェブサイトの発信地（行為地）及び受信地（侵害発生地）がいずれも不法行為地に該当するとされており、サーバー所在地を重視する必要はないと

指摘されている。これは当然の理であり、サーバーが海外に設置されていれば不法行為地は国外であるというような結論はありえない。

本件では、原告らの住所地が「不法行為があった地」に含まれる。

### (3) 紛争解決に最も適した裁判所

原告らの住所地が埼玉県下にあるというだけではない。訴状及び請求の趣旨拡張の申立書別紙の投稿記事目録記載の各記事で晒されている地域は全て埼玉県下にある。本件について、証拠調べを行う場合、証人などなりうる関係者は埼玉県下におり、紛争解決に最も適した管轄裁判所はさいたま地方裁判所である。

## 3 「訴訟の著しい遅滞を避け」る事情がないこと

裁判所が、当事者及び証人の住所、検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟が著しく遅れることを避けるために必要と認めるときとは、たとえば、不法行為による損害賠償請求が、被告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起されたが、証人等の多くは不法行為地に集まっている場合などに限られており、本件のように、さいたま地裁が紛争解決のために最も適した裁判所であることが明らかである場合には、この事由が認められないことは明らかである。

## 4 「当事者の衡平を図る」必要がないこと

### (1) 本人訴訟であることは「当事者の衡平」に関する事情ではないこと

被告は、「原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である」と主張する（申立書第2・4）。

しかし、被告が弁護士に訴訟代理人を委任することが自由にできるのであり、被告が弁護士に依頼するという選択をしていない以上、そのような事情を「当事

者の衡平」に係る事情として考慮する必要は全くない。

(2) 被告がさいたま地裁に出廷する負担を考慮する必要はないこと

また、被告は、「原告は神奈川県から埼玉県まで自らの出捐で交通費と移動の時間を負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる」とも主張する（申立書第2・4）。

しかし、被告は、全国の「部落探訪」を行っており、その数は10月10日現在で382に上っている（付言すれば、本件訴訟の前回期日終了後、9月25日、10月2日、同月9日には3件、埼玉県下熊谷市内の地域についての記事をさらに掲載している）。被告は、非常に高い頻度で「部落探訪」を繰り返すことで、きわめて「精力的」にインターネット上での人格権侵害を拡大させ続けているのであるが、そのことに費やす資力と労力は有しているのである。

被告が主張する「交通費と時間の仕事」や「仕事も休む必要」は、この「部落探訪」の履歴に照らしてみれば問題にするまでもない軽微な負担である。そして、本件訴訟の内容や被告の行為の悪質さからみれば、当然に負うべき負担でもある。被告の行為が埼玉県内に所在する原告らの権利を侵害するものである以上、被告が埼玉県内での訴訟追行を甘受すべきことは当然である。

なお、仮に移送するということを想定すれば、原告らの住所地は埼玉県熊谷市にある。また、掲載されている地域の住民などの関係者も当然埼玉県下に住所がある。原告らは、口頭弁論期日には毎回出席する予定であり、遠方への裁判所の出席は、その人数を考えれば被告以上の負担となる。

(3) 被告が本件申立てを行った目的

被告は、新潟地裁及び大阪地裁でも、本件と同種の裁判を提起されている。そして、いずれの裁判においても、本件と同様の移送申立てを行っている（新潟については本年4月19日、大阪については本年9月26日）。

新潟地裁については、本年5月13日に却下決定が下されているので、同決定を本申立書に資料として添付する（なお、その後、被告は却下決定に対して抗告したが、今日4日、東京高裁は抗告を棄却している）。

新潟地裁への申立書の内容も本申立書と同趣旨であり、この決定の内容からすれば、被告は、本移送申立てが却下されるだろうことは理解しているはずである。にもかかわらず、被告は移送申立てを行っているのであって、この申立ては訴訟の引き延ばしを図るものと言わざるをえない。

#### 4 結論

以上のとおり、被告による移送申立ては却下されなければならない。

以上

#### 附属書類

資料 新潟地方裁判所令和6年5月13日決定